

令和2年3月5日
総務部職員課

江東区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
職員のサービスの宣誓	第2条	会計年度任用職員のサービスの宣誓について規定する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別記第一号様式・別記第二号様式 (略)</p>	<p>第1条 (略) (職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>別記第一号様式・別記第二号様式 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>